



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

東大阪労働基準監督署発表
令和8年8月13日

【照会先】
東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な長時間労働を行わせた疑い)

令和8年8月13日、東大阪労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、三石運輸株式会社ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 三石運輸株式会社(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪府東大阪市池島町

事業内容 一般貨物自動車運送業

(2) 同社取締役(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働基準法違反

同法第32条第1項

同法第119条第1号(罰条)

同法第121条第1項(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者1名に36協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

4 参考事項

適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

○労働基準法（昭和二二年四月七日法律第四九号）

第三十二条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、**第三十二条**、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

第百二十一条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

② 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。